

適正化事業の構成

事業名	事業内容	対象事業費	国庫補助率	県補助率
整備補修事業	土地改良施設の機能保持のため、定期的に行う必要のあるポンプのオーバーホール、ゲートの塗装、用排水路の補修、その他の整備補修及び設備改善に対して助成します。	200万円以上	30%	30%
防災減災機能等強化事業	土地改良区等が管理する小規模施設において、農村地域の防災・減災、施設管理の省エネ化・再エネ利用といった施設整備について機動的に実施します。	100万円以上	50%	20%
施設改善対策事業	水田地域において高収益作物を導入し、産地形成を行うために必要となる整備補修を行います。	200万円以上	30%	30%
安全管理施設整備対策事業	農業水利施設への転落事故防止を図るため、安全管理施設の整備補修を行います。	100万円以上	30%	30%

加入条件（整備補修事業の例）

- ・ 管理指導事業の対象となっている農業水利施設
- ・ 管理事業の診断結果及び機能保全計画で必要と認められた整備補修
- ・ 団体営規模以上の事業により造成された施設であること。
- ・ 1地区あたりの事業費が200万円いじょうであること
- ・ 適正化事業の整備補修工事は、おおむね5年間単位に行われる施設の整備補修（毎年経常的に行うものを除く）